













壮認N


마
 － $د \times^{\circ}$
 た
あ
そ
の
運
営
錧
な
な立伴
歯
秂
療条
齐北
を
設丁
犆自
る
る伴
い
1
条
北
2
丁
見
町








## 役場庁舎の目的外使用の使用料をお知らせします

平成 23 年 4 月 1 日より，幌延町役場庁舎 の大会議室，小会議室，和室を使用する場合の使用料が下記のとおりとなります。

役場庁舎使用料
（1時間につき）

| 室 名 | 使用料区分 | 昼 間 | 夜 間 |
| :--- | :--- | ---: | ---: |
| 大会議室 | 使用料 | 1,450 円 | 2,330 円 |
|  | 暖房料 | 570 円 | 570 円 |
| 小会議室 | 使用料 | 790 円 | 1,270 円 |
|  | 暖房料 | 310 円 | 310 円 |
| 和 室 | 使用料 | 1,040 円 | 1,670 円 |
|  | 暖房料 | 410 円 | 410 円 |

※昼間とは午前 9 時から午後 5 時までで，夜間と は午後 5 時から午後 9 時までです。
※暖房料の加算は，10月1日から翌年4月30日までとします。ただし，この期間外でも実際 に使用した場合は加算されます。
※町外者の使用及び営利行為の使用は 2 倍の額と なります。

なお，町内の公共的団体が公益の事業 に使用する場合は，使用料は免除となり ます。また，町外の公共的団体が公益の事業に使用する場合は，使用料は軽減さ れます。




意案



|  |  |
| :---: | :---: |
| 公状業 8 弘 | 方公 |
| 約で酪年孝 | 針約悟 |
| にあ農で | にと |
| つるは幌議 | つ平議 |
| いかど延員 | い成員 |
| て の の | て 23 |
| よ 第 | 年 |
|  | 度 |


|  <br> （Tisk |
| :---: |
|  |  |
|  |
|  <br>  |
| 」こ |
|  <br>  |
|  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |  |
|  |

